

参考資料

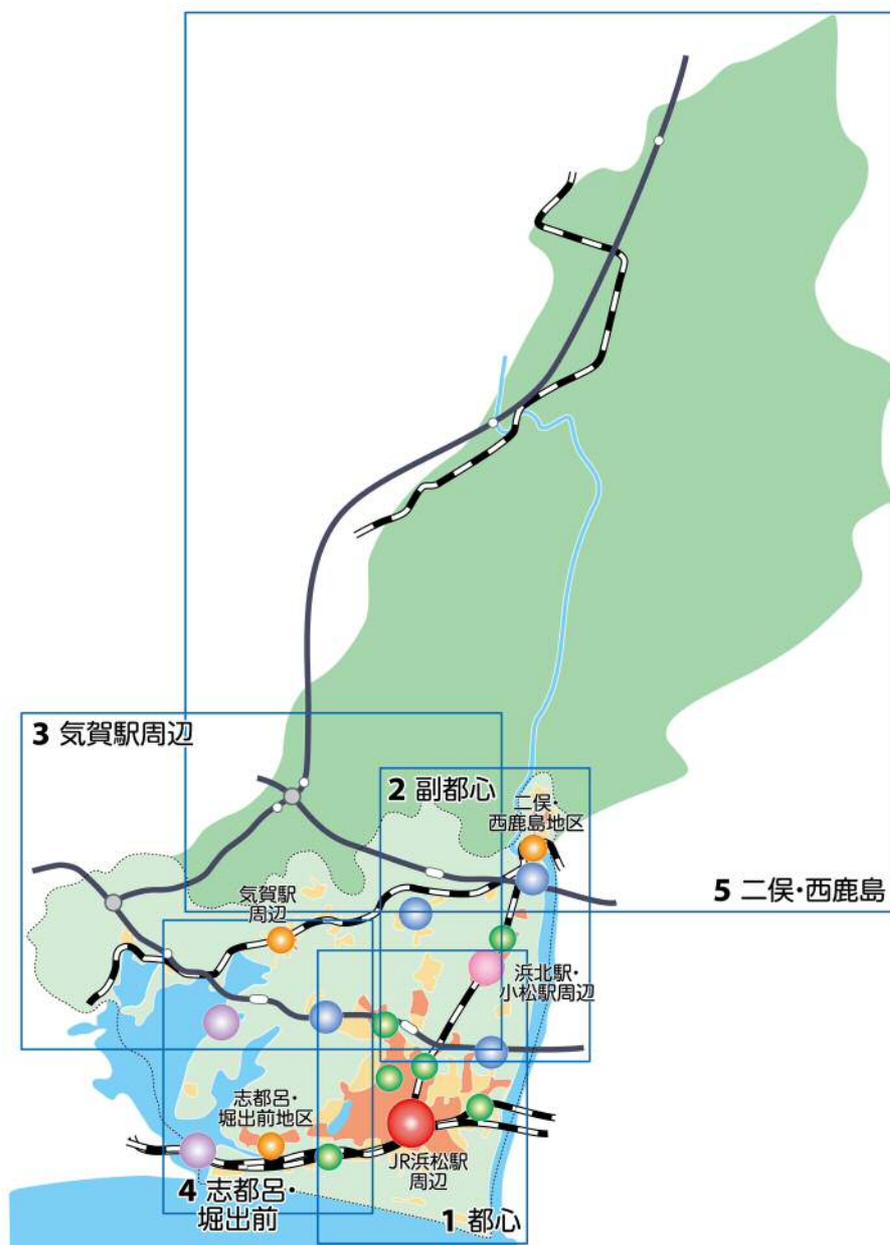
- 1 各地域の構想図
- 2 策定経過
- 3 都市計画のあゆみ
- 4 用語解説

参考資料

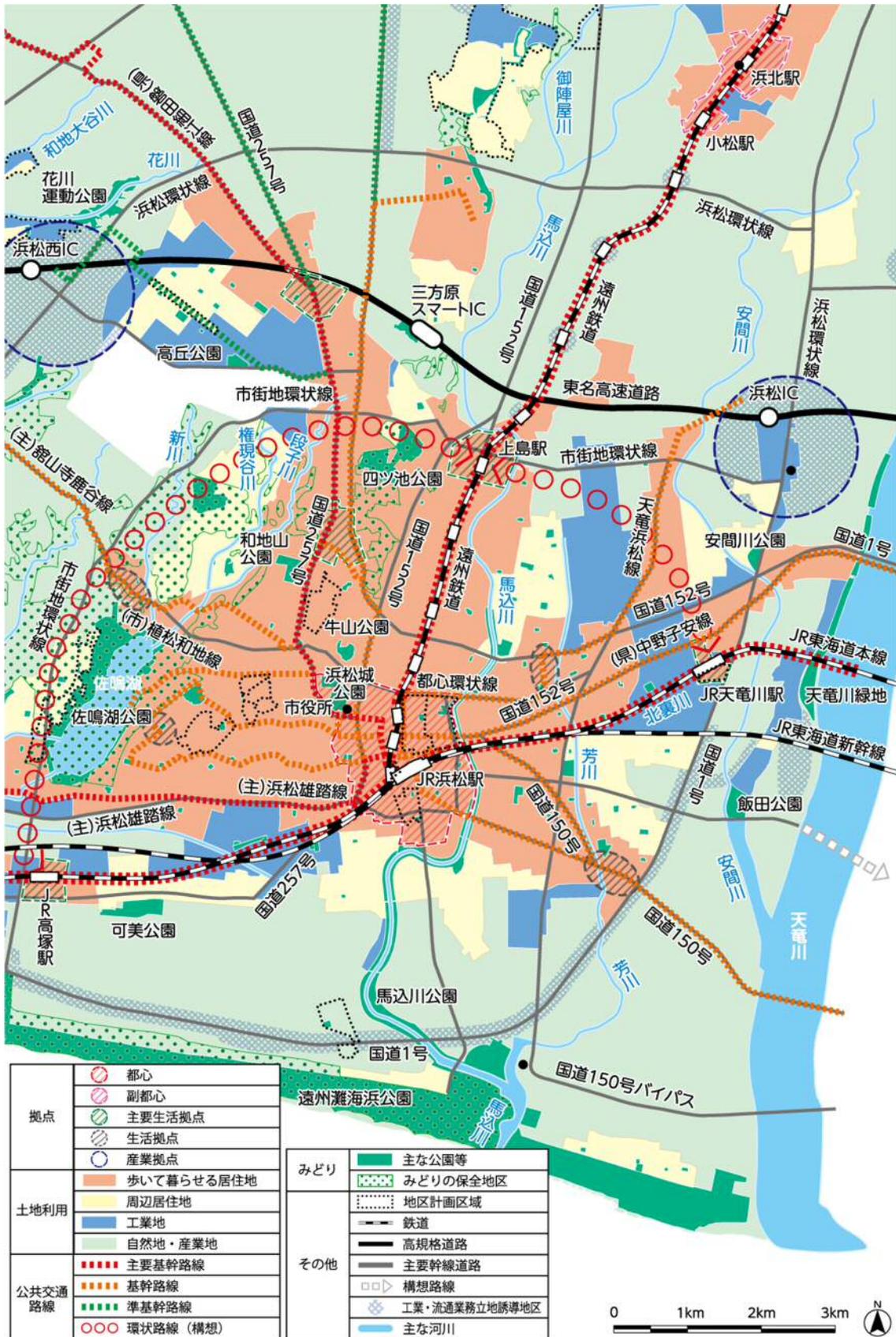
1 各地域の構想図

各地域の構想図は、都市の将来像を実現するための都市計画の基本理念・目標や方針を市全域を対象として定めた全体構想をもとに、概ね地域圏域ごとに土地利用、都市交通、みどりなど各分野の方針を示したものであり、市民、市民活動団体、事業者、市の各々の主体が、諸分野において地域のまちづくりを検討、推進する際のツールとなるものです。

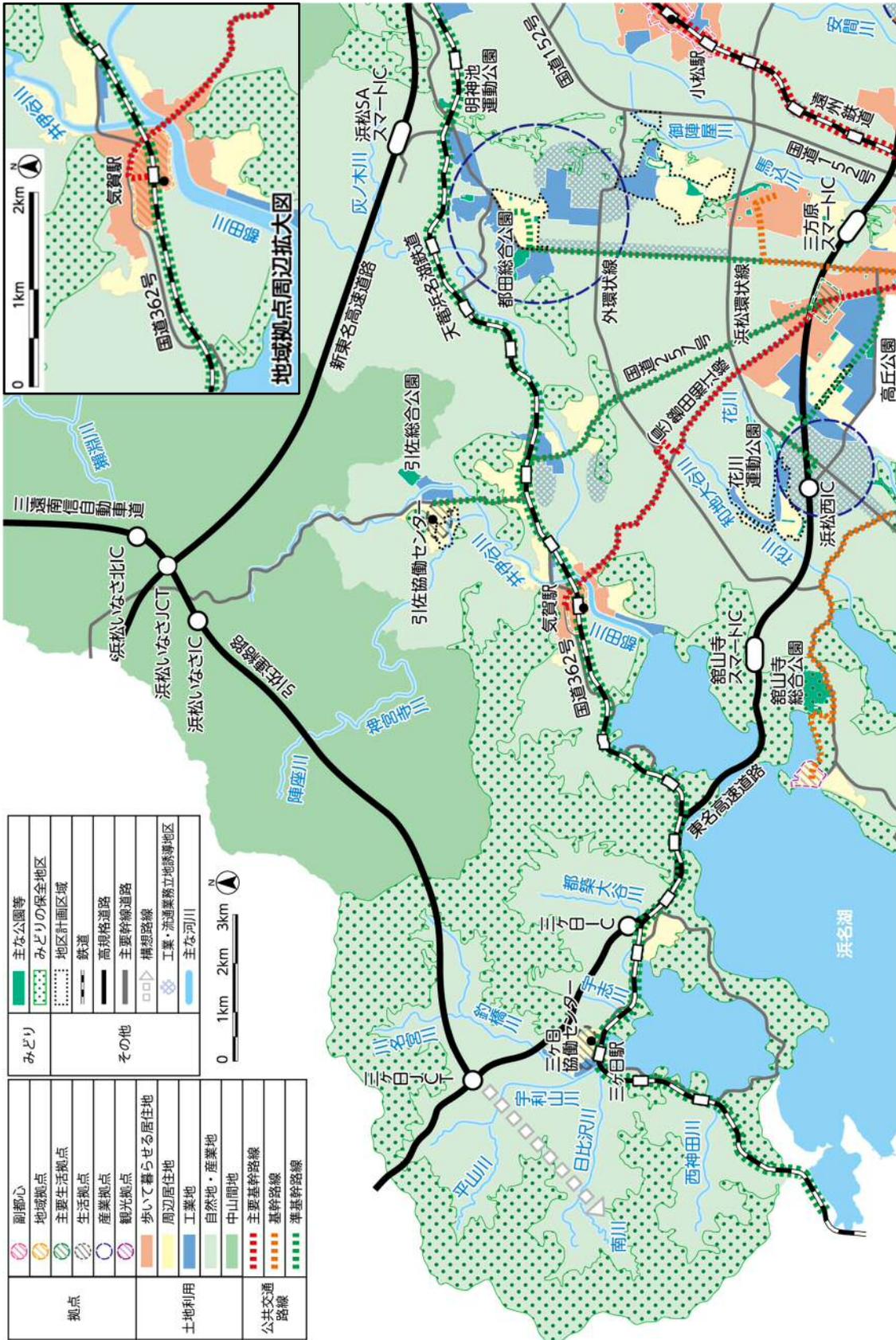
この構想図を活用して、より身近な地域のまちづくりの特性を把握するとともに、各々の主体が都市の将来像を共有し、地域に最も適切な方策を考え、協働してまちづくりに取り組んでいきます。



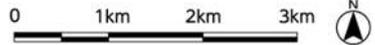
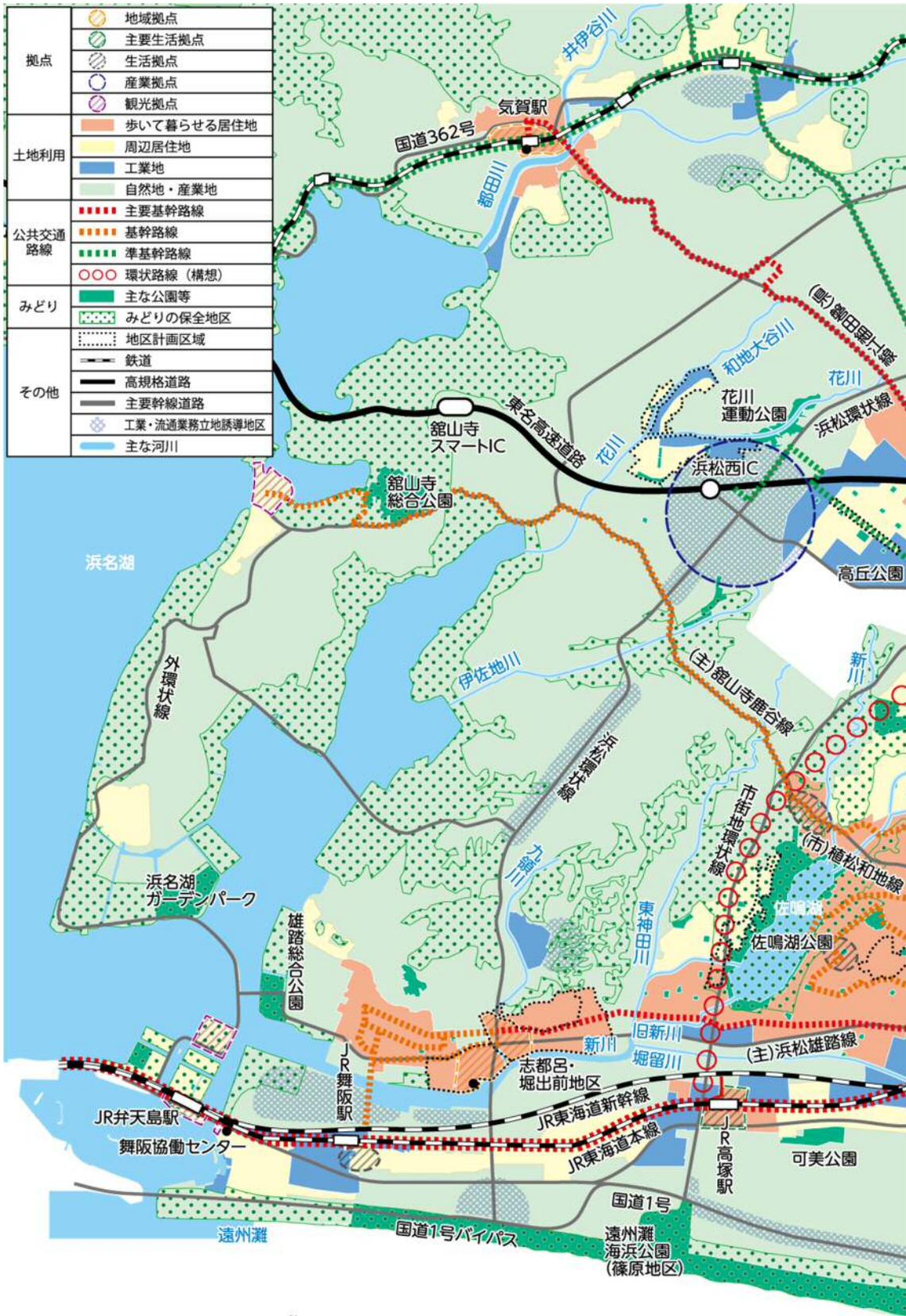
(1) 都心



(3) 地域拠点(天竜浜名湖鉄道気賀駅周辺)



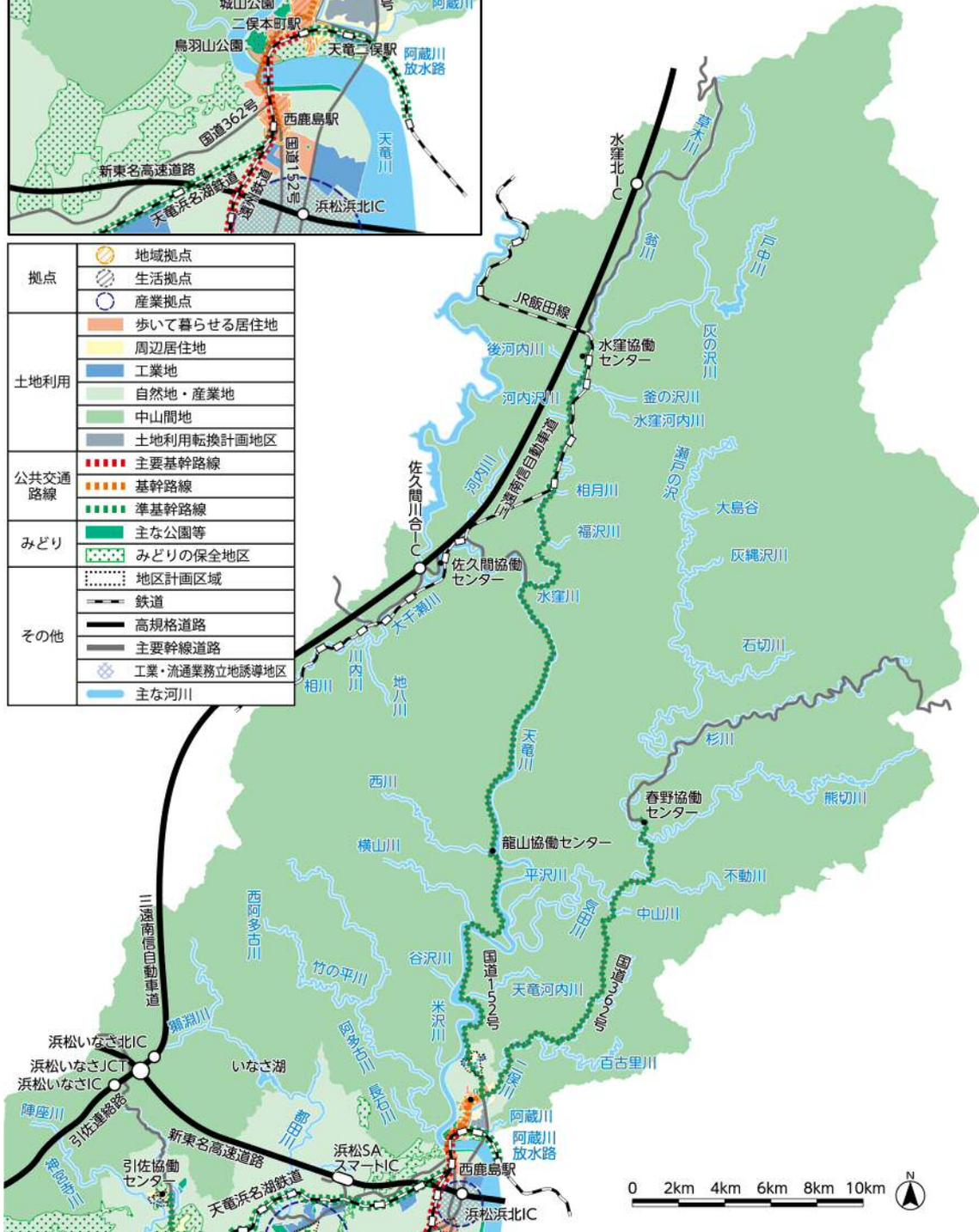
(4)地域拠点(志都呂・堀出前地区)



(5)地域拠点(二俣・西鹿島地区)



拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 生活拠点 産業拠点
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせる居住地 周辺居住地 工業地 自然地・産業地 中山間地 土地利用転換計画地区
公共交通路線	<ul style="list-style-type: none"> 主要基幹路線 基幹路線 準基幹路線
みどり	<ul style="list-style-type: none"> 主な公園等 みどりの保全地区
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画区域 鉄道 高規格道路 主要幹線道路 工業・流通業誘立地誘導地区 主な河川



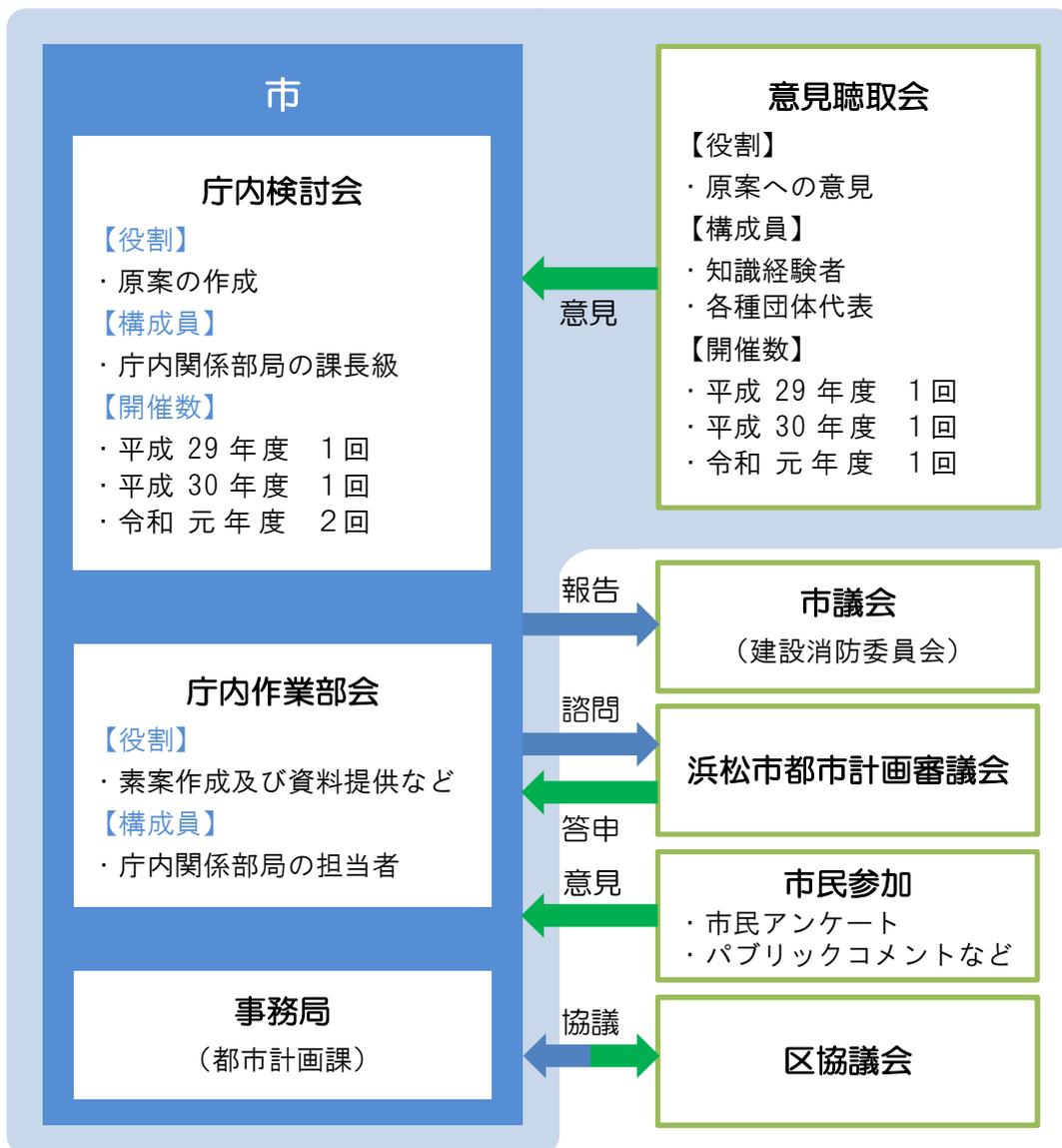
序
1
2
3
4
5
6
参考資料

2 策定経過

(1) 検討体制

浜松市都市計画マスタープランの見直しにあたっては、庁内関係課により構成された「庁内検討会」及び「庁内作業部会」を設置し、各課で所管している関連計画や施策と本計画の整合を図りながら検討を進めました。

また、市民アンケートや知識経験者及び関係団体の代表者からの意見聴取会の実施、都市計画審議会への協議・諮問など、多角的な視野からご意見を伺いました。



(2) 浜松市都市計画マスタープラン意見聴取会 委員名簿

(敬称略・五十音順)
※2019(平成31)年4月1日現在

氏名	所属・役職など
浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
石川 晃三	浜松商工会議所 副会頭
中野 民雄	静岡文化芸術大学 デザイン学部 准教授
中村 美詠子	浜松医科大学 医学部 准教授
野澤 千絵	東洋大学 理工学部 教授
松島 好則	浜松市農業委員会 会長
森本 章倫	早稲田大学 理工学術院 教授

(3) 浜松市都市計画マスタープラン庁内検討会 委員名簿

※2019(平成31)年4月1日現在

部局名	会員
危機管理監	危機管理課長
企画調整部	企画課長
財務部	アセットマネジメント推進課長
市民部	市民協働・地域政策課長
	UD・男女共同参画課長
	創造都市・文化振興課長
健康福祉部	福祉総務課長
こども家庭部	次世代育成課長
環境部	環境政策課長
産業部	産業振興課 商業振興担当課長
	企業立地推進課長
	エネルギー政策課長
	観光・シティプロモーション課長
	農業水産課長
	農地利用課長
林業振興課長	
都市整備部	都市計画課長(会長)
	北部都市整備事務所長
	土地政策課長
	交通政策課長
	市街地整備課長
	建築行政課長
	住宅課長
緑政課長	
土木部	道路企画課長
	河川課長
上下水道部	水道工事課長
	下水道工事課長

序

1

2

3

4

5

6

参考資料

(4)改定経緯

年	月	会議名称など	主な議題など
平成22年度	5月	都市計画マスタープラン策定	
平成27年度	7月	都市計画マスタープラン増補版策定	
平成28年度	11月	市民アンケート(～12月)	
平成29年度	11月	都市計画マスタープラン 庁内検討会(準備会)	・検討体制 ・改定方針案
	1月	第1回庁内検討会	・改定方針
	2月	第1回作業部会	・改定方針 ・都市計画の現状評価と課題 ・全体構想骨子
	3月	第1回意見聴取会	・改定方針 ・都市計画の現状評価と課題 ・全体構想骨子
平成30年度	7月	第2回作業部会	・全体構想骨子
	8月	第2回庁内検討会	・全体構想骨子
	3月	第2回意見聴取会	・将来都市構造 ・分野別方針
平成31年度 令和元年度	5月	第3回作業部会	・将来都市構造 ・分野別方針
	8月	第3回庁内検討会	・将来都市構造 ・分野別方針
	11月	第3回意見聴取会	・地域別構想 ・計画推進 ・各地域の構想図
		第4回作業部会	・地域別構想 ・計画推進 ・各地域の構想図
	1月	第4回庁内検討会	・地域別構想 ・計画推進 ・各地域の構想図
令和2年度	●月		
	●月		
	●月		

(5)市民参加の記録

① 市民アンケート

浜松市の都市計画やまちづくりに関する市民意向を幅広く把握することにより、計画検討の基礎材料として活用しました。

実施時期	・平成28年11月22日～12月9日
実施方法	・無作為抽出による浜松市民3,000人を対象とした、郵送による配布・回収
参加人数	・回収数1,311 回収率43.7% (有効回収数1,307 有効回収率43.6%)

② パブリック・コメント

実施時期	
実施方法	
参加人数	

③ 市民説明会

実施時期	
実施方法	
参加人数	

④ 区協議会

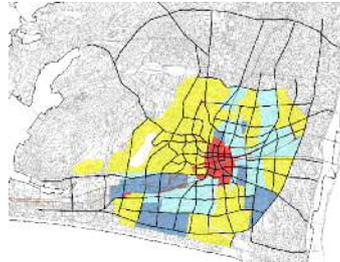
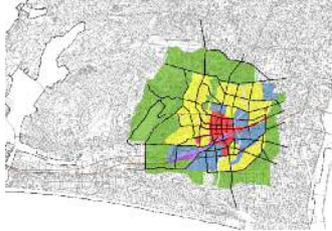
実施時期	
実施方法	

3 都市計画のあゆみ

2019（平成 31）年に都市計画法（旧法）が制定されて 100 年を迎えました。本市は、1923（大正 12）年に法適用の第 1 次都市に指定されて以降、都市計画による様々な取組により大きな発展を遂げてきました。

都市計画のあゆみは、これまでの本市の都市計画の沿革を示すことにより市民の都市計画に対する理解を深めるとともに、人口減少社会の到来や限られた財政状況の中でも、持続的に発展する都市の実現に向けて、今後の協働によるまちづくりの参考となるよう掲載するものです。

■本市の都市計画の沿革

1911 年 (M4)	浜松市の市制施行	1951 年 (S26)	用途地域の決定 (4 種類)
1919 年 (T8)	旧都市計画法の公布	1962 年 (S37)	都市計画街路の変更 (現在の道路網の基本) 都市計画公園の変更 (現在の公園緑地の基本)
1923 年 (T12)	旧都市計画法適用都市の指定		
1925 年 (T14)	都市計画区域の当初決定		
1931 年 (S6)	用途地域の当初決定 (3 種類)		
1945 年 (S20)	太平洋戦争終戦		
		1964 年 (S39)	東海道新幹線全線開通
1946 年 (S21)	特別都市計画法の公布 都市計画街路の決定		
		1968 年 (S43)	新都市計画法の公布
		1969 年 (S44)	東名高速道路全線開通
1947 年 (S22)	戦災復興土地区画整理事業開始 施行面積 175.8ha (中央・駅南・和地山工区)	1972 年 (S47)	市街化区域・市街化調整区域の当初決定
		1973 年 (S48)	用途地域の当初決定 (現法) (8 種類)
			
1949 年 (S24)	都市計画公園の当初決定	1978 年 (S53)	海老塚土地区画整理事業の完了
		1980 年 (S55)	東海道本線の高架化決定

1985年 (S60) 遠州鉄道の高架化完成 (新浜松～八幡間)



1987年 (S62) 浜松駅周辺土地区画整理事業の完了



1993年 (H5) 都田土地区画整理事業の完了



1994年 (H6) アクトシティ浜松完成



1996年 (H8) 中核市へ移行
用途地域の決定 (12種類)

1998年 (H10) 高丘葵土地区画整理事業の完了

2000年 (H12) なゆた・浜北完成



2001年 (H13) 都市計画マスタープラン策定 (旧浜松市)



2005年 (H17) 12市町村合併

2006年 (H18) 東第一土地区画整理事業の完了

2007年 (H19) 政令指定都市へ移行

都市計画区域の統合

2008年 (H20) 東第二土地区画整理事業の完了



2010年 (H22) 都市計画マスタープラン策定 (前計画)

2012年 (H24) 遠州鉄道の高架化完成 (助信～上島間)



2013年 (H25) 南浅田土地区画整理事業の完了



2015年 (H27) 第2次浜松市都市計画道路見直し計画に伴う都市計画道路の変更

2016年 (H28)

2018年 (H30) 高竜土地区画整理事業の完了



2019年 (H31) 浜松市立地適正化計画策定

2020年 (R2) 旭・板屋地区市街地再開発事業の完了



序

1

2

3

4

5

6

参考資料

4 用語解説

あ行	
新たなモビリティサービス	AI を活用したバス・タクシーの運行など新型の輸送サービスや、交通分野と他分野とのデータの連携や活用、キャッシュレス化など、技術革新と社会やサービスの変化を背景に新たに展開されている交通サービスのこと。
一団地の官公庁施設	都市計画法に基づく都市施設の一つであり、それぞれの機能に応じて一定地区に集中的に配置された、国や地方公共団体の官公庁建築物とその附帯施設のこと。公衆の利便と公務能率の増進、土地の高度利用を図ることなどを目的としている。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドである訪日外国人旅行者数は2013年以降急増し、日本経済への影響も大きいことから、観光業界のみならず多くの業界から注目されるようになった。
雨水調整池	一定規模の開発行為において、開発区域内で雨水を一時貯留するための遊水池のこと。下水道や河川に雨水が一気に流出することを抑制する役割がある。
雨水貯留浸透施設	下水道や河川に雨水が一気に流出することを抑制するための施設のこと。雨水調整池・雨水貯留管など雨水を構造物に一時貯留する施設や、浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装など雨水を地面に浸透させる施設の総称。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組のこと。
温室効果ガス	二酸化炭素など、大気中にあり赤外線を吸収、再放出することで温室効果をもたらす、地球温暖化の原因となるガスのこと。
オンデマンド交通	事前の予約に応じて運行されるバスやタクシーなどの輸送サービスのこと。AI 技術などを導入することで、より効率的な運行や利用者の利便性向上が可能となるため、将来の MaaS や自動運転技術の普及においてもその役割が期待されている。

か行	
カーシェア	1 台の自動車を変えて複数の利用者が共同で利用する、自動車の利用形態のこと。自動車保有に伴う費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車による環境負荷を低減するなどの効果があるとされている。
開発許可制度	都市計画法に基づき、都市計画区域における無秩序な市街化の防止と良好な環境を備えた市街地の形成を目的に、建築物の建築または特定工作物の建設を行う土地の区画形質の変更などの開発行為を規制・誘導する制度のこと。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。浄化槽は住宅などの建物ごとに設置される民間主体の污水处理施設を言う。
区域区分	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域とを区分すること。市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地など自然環境の整備または保全への配慮の視点から行うことが望ましいとされる。

グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
交通結節点	異なる交通機関や路線などを相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
交通需要マネジメント（TDM）	車利用者が交通行動を変えるよう促す取組を、道路利用者、民間組織、公的組織が一体となって行うことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法のこと。TDMは、Transportation Demand Managementの略。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、駅周辺などの商業・業務地や住宅地で土地の高度利用を図るべき区域などを対象に、土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に定める区域のこと。建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度などについて定めることができる。
コージェネレーション	都市ガスや石油などを燃料とした発電の際に生じる排熱を有効活用することにより、高いエネルギー総合効率を実現するシステムのこと。排熱は給湯や冷暖房などに利用される。
コンセッション方式	公共施設の所有権を国や地方公共団体が保有したまま、長期間の運営権を民間事業者に売却する民営化手法のこと。民間の資金やノウハウを活用し、公共サービスの向上や効率化、新規ビジネスの創出を図ることを目的としている。
コンベンション	大会、会議、式典など、特定の目的で多くの人々が集まる催しのこと。

さ行	
サイクルアンドライド	自宅から鉄道駅やバス停の周辺に整備された駐輪場まで自転車を利用し、そこから公共交通機関へ乗り換える移動形態のこと。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、大気中の熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。
シェアサイクル	都市内の複数のサイクルポートに設置された自転車を共同利用する交通システムのこと。一般的なレンタサイクルと異なり、利用者はどこのポートでも借り出し、返却ができる。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域の区分の一つであり、市街地として積極的に開発・整備する区域として、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域の区分の一つであり、市街化を抑制し、自然環境と農地の保全・創出を最優先する区域のこと。

市街地縁辺集落制度	都市計画法に基づき、市街化調整区域で一定の条件を満たす地域を対象に地方公共団体が条例で指定した区域において、周辺地域に影響を及ぼさない範囲の開発行為を許可できるようにする制度のこと。
市街地開発事業	都市計画法に基づき、一定の地域を対象に、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画のもとで一体的に行う事業のこと。土地区画整理事業、市街地再開発事業などがこれに該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づく都心などの既成市街地整備の手法の一つであり、土地利用上や防災上の問題を抱えた市街地において、敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路、公園などの公共施設やオープンスペースの確保により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るための事業のこと。
シビックコア	魅力と賑わいのある都市の拠点となる地区を形成するため、関連する土地区画整理事業、市街地再開発事業などと整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物などの整備を総合的かつ一体的に実施する地区のこと。
市民農園	主として都市の住民がレクリエーションや自家用野菜などの栽培を目的として利用できる小面積の農園のこと。本市では、市が市有地や借り受けた農地を整備する「いきいき菜園」や、農地所有者自らが開設する「市民ふれあい農園」などが設置されている。
市民緑地制度	都市緑地法に基づき、民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらの緑地または緑化施設を住民の利用に供する制度のこと。地方公共団体またはみどり法人が土地などの所有者と契約を締結して設置管理する「市民緑地契約制度」と、民間主体が市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する「市民緑地設置管理計画の認定制度」がある。
住区基幹公園	付近の住民から徒歩圏内の住民までを対象として系統的に配置される比較的小規模な公園のこと。誘致圏域により、街区公園、近隣公園、地区公園に分類される。
自立・分散型電源	消費地に近接する場所に設置された太陽光発電、風力発電、燃料電池、ガスタービン発電など小型の発電設備のこと。
スマートコミュニティ	再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの分散型エネルギーを用い、ITや蓄電池などの技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギーの利活用を最適化する仕組みを持つ一定規模のコミュニティのこと。スマートコミュニティの構築は、熱導管などのエネルギーインフラの整備を伴う場合も多く、都市計画などと密接に連携しながら取組を進めることが効果的と言える。
西遠都市圏	浜松市を中心に、通勤や通学をはじめとする社会的、経済的な繋がりの強い磐田市、袋井市、湖西市、森町の4市1町からなる圏域のこと。
生産緑地地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、市街化区域において、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果があり、公共施設等の用地として適しているなどの優れた農地等を計画的に保全する目的で定める地区のこと。

総合計画	浜松市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針となる計画のこと。基本構想、基本計画、戦略計画の3層で構成され、各分野の個別計画はこれに即して定められる。
------	---

た行	
大規模既存集落制度	市街化調整区域で独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模な既存集落を対象に、住宅などの小規模な開発行為を許可できるようにする制度のこと。
湛水域	地形的な要因などにより、強雨時などに地表排水が完全に行われず、停滞状態の水で覆われる区域のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市施設などの配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、住民の意向を反映し、地区のルールとして定める都市計画のこと。
低未利用土地	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、有効利用されていない土地のこと。空き家、空き地、空き店舗、耕作放棄地などのほか、都心など土地の高度利用を図るべき地域における青空駐車場などがある。低未利用土地が増えることで、防犯・防災面の不安など生活環境への悪影響が懸念されている。
デジタルファースト宣言	持続可能な都市づくりを推進するため、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営にデジタルファーストで取り組むことを2019（令和元）年10月に本市が表明したもの。
特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つとして用途地域を補完するものであり、特別の目的から特定の土地利用の増進、環境の保護などを行うために指定される地区のこと。条例により建築物の用途に係る規制の強化、または緩和が行われる。
都市気象	都市部に人口が集中することや、建造物が増加し緑地が減少することなどによって生じる都市部での独特な気候のこと。代表的なものに、ヒートアイランド現象が挙げられる。
都市機能	都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応した、商業、業務、教育、文化などの機能のこと。
都市機能増進施設	医療・福祉・商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。
都市基盤	社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基幹的な施設のこと。都市計画においては、道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、概ね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査のこと。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。

都市計画区域	都市計画法などの適用を受けるべき土地として指定した区域のこと。市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき都市計画区域について定める、区域区分の方針のほか、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針のこと。
都市再生緊急整備地域	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業などを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域のこと。
都市再生特別地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、都市再生緊急整備地域内において都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列などの建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域として定める地区のこと。
都市施設	都市計画法に基づき、都市計画において定められるべき①道路・駐車場などの交通施設、②公園等の公共空地、③上下水道・ごみ焼却場などの供給施設又は処理施設、④河川・運河その他の水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場・火葬場等、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などの施設のこと。このうち都市計画決定されたものを「都市計画施設」と言う。
都市的サービス	日常的に利用する身近な生活サービスに対し、より広域的な利用者を対象とした、教育、文化、商業、医療・福祉などの高次なサービスのこと。
都市的土地利用	農林業用地や森林、河川などの自然的土地利用に対し、都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅用地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、市街地として土地を利用すること、または、市街地として利用されている土地の状態。
都市のスポンジ化	都市の内部において、空き地・空き家などの低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象のこと。都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力の喪失、コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。
土地区画整理事業	市街地開発事業の一つであり、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善するとともに、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る事業のこと。

は行	
パークアンドライド	自宅から鉄道駅やバス停の周辺に整備された駐車場まで自家用車を利用し、そこから公共交通機関へ乗り換える移動形態のこと。
パーソントリップ調査	都市圏単位で「人(Person)の移動(Trip)」から都市を分析していく調査のこと。「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べ、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。
ヒートアイランド現象	都市部での人工物の増加、地表面の自然的な土地の減少、冷暖房などの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外部に比べて高くなる現象のこと。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、都市における風致(樹林地、丘陵、水辺など自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観)を維持するために定められる地区のこと。条例で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などに対する規制を行うことにより、風致の維持が図られる。
復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備すること。
分散型エネルギー	原子力発電所や火力発電所などの大規模な集中型の発送電システムに対し、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で利用する仕組みのこと。環境問題への対応、防災・バリアフリーへの対応、経済的メリットの追及、新産業の創造、環境・エネルギー問題への市民参加などを目的として導入が進められている。
防火地域・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、建築物が密集する市街地において火災による延焼を防除するために指定する地域のこと。建築物の規模などに応じて必要となる構造や防火施設の設置などが建築基準法で規定されている。

ま行	
ミッシングリンク	道路網のうち、未整備で道路が途切れている区間のこと。
みどり	公園や、道路の樹木や草花、市内に点在する松林や樹林地、住宅地の庭や生垣などに加え、木材や農産物の生産の場である天竜の森林や郊外に広がる農地、遠州灘・浜名湖・天竜川・市内を流れる中小河川などの水環境を含んだ多様な自然的環境のこと。本計画では、幅広い概念として「みどり」と表現している。
未利用エネルギー	夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも温かい河川水・下水などの温度差エネルギーや、工場などの排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。
モータリゼーション	自家用車が市民に広く普及し、大衆化すること。
モビリティマネジメント	ひとり一人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度に自動車に頼る状態から公共交通や徒歩などを賢く利用する状態)に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

や行	
優良農地	集団的にまとまった農地や農業基盤整備事業の対象となった農地など、良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、能力、国籍などにかかわらず、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、都市や生活環境、製品などをデザインするという考え方のこと。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、まちづくりの将来像を見据え、市街地の大まかな土地利用の方向を示した13種類の典型的な地域の総称。類型に応じた建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの制限により、土地利用に応じた環境が確保される。

ら行	
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のこと。
リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。
緑地協定	都市緑地法に基づき、地域の良好な環境を確保するため、土地の所有者全員の合意により、地域の緑地の保全または緑化に関する事項を協定できる制度のこと。
緑地保全地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、無秩序な市街地化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から、一定の土地利用との調和を図りつつ、緑地を適正に保全することを目的として定める地域のこと。
ロードサイドショップ	自家用車での来店を前提として、幹線道路沿いに立地する店舗のこと。

英数字	
D I D (人口集中地区)	Densely Inhabited Districts (人口集中地区) の略。国勢調査において設定される統計上の地域のこと。人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、合計人口が 5,000 人以上となる地域に設定される。
I C T	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
M a a S	Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段を切れ目無く連携させ、一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。
M I C E	Meeting (企業などの会議)、Incentive Travel (報奨・研修旅行)、Convention (国際機関・団体、学会などが行う国際会議)、Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント) の頭文字からなる語。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
P F I	Private Finance Initiative の略。民間の資金やノウハウを活用し、公共施設などの設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のこと。
P P P	Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現する事業手法の総称。
S D G s	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のための国際目標のこと。

浜松市都市計画マスタープラン

令和〇年〇月

浜松市 都市整備部 都市計画課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

T E L:053-457-2644

F A X:050-3737-6815

E-mail : toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市
HAMAMATSU CITY

